

# 会 則

2007年2月8日

## I. 会の名称

本会の名称を「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」とする。

## II. 会の目的

本会は、NHKを政治その他いかなる外部の干渉からも自立した、視聴者主権の公共放送に改革することを目指す視聴者運動体として位置づける。

## III. 主な活動

本会はIIの目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. ホームページを主たる手段として、会からの情報発信、視聴者の討論・情報交換の場を提供する。
2. 会報（ニューズレター）を刊行（当面隔月。必要に応じて臨時発行）し、会員をはじめ、NHK理事、経営委員、メディア関連団体・個人等に送信・送付するほか、購読を希望する団体・個人に有料で配布する。また、ホームページにも掲載する。  
毎号、NHKに関わる論説、情報、番組ウォッチコーナー、投稿意見等を掲載する。
3. NHKや経営委員会に対して、質問・意見送付や情報公開請求、放送番組への意見投稿などを機動的に行い、NHKの経営・財務内容、番組編集を監視・激励しつつ、視聴者の声を番組編成・制作に反映させる活動を行う。
4. 専用電話・メール・FAXにより、視聴者からの相談に応じる活動を行う。
5. 視聴者から寄せられた意見・声を整理してNHKに改善を申し入れる「視聴者の声代弁」活動を行う。
6. 単独であるいは他の友好団体と共催で、不定期にシンポジウム等を開催するほか、対NHK、NHK経営委員会、政党・政治家、行政等への要請行動を行う。

## IV. 組織

### 1. 会員

- ①本会の趣意書と本会則に賛同し、次項で定める年会費を納めた者を会員とする。
- ②会員はIIIの2で定める会報を無料で入手できるほか、会報あるいはホームページへ投稿することができる。ただし、投稿の採否は運営委員会内の編集委員の判断によるものとする。
- ③会員は運営委員会への事前通知により、随時、脱会できるものとする。
- ④運営委員会の議を経て、会の趣意書あるいは会則に違反し、会の信用を傷つける言動を行った会員を脱会させることができるものとする。

### 2. 会費

年会費を1,000円とする。

### 3. 運営委員ならびに本会の運営

- ①会発足時の呼びかけ人の中から運営委員を選出する。
  - ②本会は運営委員全員から構成される運営委員会の合議で運営するものとする。
  - ③本会の活動方針は運営委員の過半の同意を以って決定するものとする。ただし、特段の事情により協議に参加できない運営委員が生じた場合は、当該運営委員を除く運営委員の過半の同意で決定できるものとする。
4. 共同代表  
運営委員の互選で共同代表（2名）を選出する。共同代表は運営委員会を召集するほか、会を代表する活動を行う。
  5. 任務の分担  
運営委員のなかから、次の担当者（兼務可）を選任する。
    - ・ホームページ担当
    - ・ニューズレター編集担当
    - ・広報担当
    - ・E・メール担当
    - ・専用電話担当
    - ・会計担当
    - ・その他
  6. 事務局員  
運営委員会の議を経て、運営委員以外に若干名の事務局員を置くことができるものとする。事務局員は運営委員会の了承を経て、運営委員会の活動に参加できるものとする。
  7. 会の解散  
本会は運営委員会の議を経て解散するものとする。
  8. 会則の改訂  
本会則は運営委員会の議を経て改訂できるものとする。

以上